

令和7年9月定例会 提出議案（概要）

○議案第118号

「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正について」

○議案第119号

「北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」

行政委員会事務局

議案第118号

「非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、同法律を参照している条例別表（第2条関係）の条文に条項ずれが生じているため、参照箇所と一致するよう関係規定を改めるもの。

2 改正内容

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬	区分	報酬
略		略	
期日前投票所の投票管理者	1日につき法第14条第1項第4号に掲げる額	期日前投票所の投票管理者	1日につき法第14条第1項第3号に掲げる額
開票管理者	1日につき法第14条第1項第5号に掲げる額	開票管理者	1日につき法第14条第1項第4号に掲げる額
投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第6号に掲げる額	投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第5号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第8号に掲げる額	期日前投票所の投票立会人	1日につき法第14条第1項第6号に掲げる額
略		略	
開票立会人	1日につき法第14条第1項第9号に掲げる額	開票立会人	1日につき法第14条第1項第7号に掲げる額
選挙立会人	1日につき法第14条第1項第10号に掲げる額	選挙立会人	1日につき法第14条第1項第8号に掲げる額
略		略	
備考 この表に規定する法第13条の2第2項に規定する額及び法第14条第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる額は、当該特別職の職員の任命に係る選挙又は投票の期日の公示又は告示の日現在の額とする。		備考 この表に規定する法第13条の2第2項に規定する額及び法第14条第1項第1号から第8号までに掲げる額は、当該特別職の職員の任命に係る選挙又は投票の期日の公示又は告示の日現在の額とする。	

3 施行期日

公布の日

議案第119号

「北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1)選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の限度額の引上げ(第8条関係)

ア 作成枚数が5万枚以下の場合

現行	1枚当たり 7円73銭
改正後	1枚当たり 8円38銭

イ 作成枚数が5万枚を超える場合

現行	1枚当たり $\frac{5円18銭 \times (\text{作成枚数} - 5万枚) + 38万6,500円}{\text{作成枚数}}$
改正後	1枚当たり $\frac{5円62銭 \times (\text{作成枚数} - 5万枚) + 41万9,000円}{\text{作成枚数}}$

(2)選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額の引上げ(第11条関係)

ア ポスター掲示場の数が500以下の場合

現行	1枚当たり $\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 31万6,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$
改正後	1枚当たり $\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 31万6,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$

イ ポスター掲示場の数が500を超える場合

現行	1枚当たり $\frac{27万655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 31万6,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$
改正後	1枚当たり $\frac{29万3,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 31万6,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$

3 施行期日 公布の日